

電気設備の技術基準の解釈の改正要請の審議について

日電規委 18 第 012 号
平成 18 年 8 月 1 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気設備の技術基準を定める省令(以下、電技という)の解釈の改正要望を審議し、経済産業省原子力安全・保安院に改正を要請することを予定しておりますので、お知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

(1) 電技解釈 第 124 条【特別高圧架空電線と建造物との接近】に係わる改正要請

2. 案件の趣旨・目的、内容等について

電技解釈 第 124 条【特別高圧架空電線と建造物との接近】に係わる改正要請について

a. 改正要請を作成した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会

b. 改正要請の趣旨、目的、内容等

現在、使用電圧 170kV 以上の特別高圧架空電線と建造物との接近については、電技第 29 条及び同第 48 条に以下の内容が規定されています。

- (1) 電線は、建造物に対して、接近または交さする場合、損傷のおそれがなく、かつ、接触、断線等による感電又は火災のおそれがないように施設すること。
- (2) 電線と建造物との水平距離は、建造物の火災による著しい供給支障のおそれがないよう、3m 以上とすること。

電技における建造物の解釈は、電技解釈第 76 条の解説によるほか、判断し難い場合は、その都度、所轄産業保安監督部に問い合わせを行っています。

このような運用の中、電技にある「火災による著しい供給支障のおそれがない」と考えられる外壁面から張出した簡易な構造の物件であっても、建造物と連結または密接しているとの理由で建造物と一体として扱われ、水平距離 3m 以内に施設できない場合もあり、社会一般の視点から見て必ずしも合理的とは言えない面があります。

このため、電技第 29 条、同第 48 条の趣旨を踏まえ、170kV 以上の特別高圧架空電線の設備安全性を確認するとともに、「外壁面から張出した物件」の取り扱いについて検討し、電技解釈第 124 条の改正案を作成しましたので、経済産業省 原子力安全・保安院に改正を要請するものです。

3. 改正要請の提出予定

平成 18 年 9 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っていますので、お問い合わせ下さい。ただし、複写代及び郵送料の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先, 意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電話 : 03-3216-0553 内線 270

Fax : 03-3214-6005

E-mail : staff@jesc.gr.jp

所在地 : 〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成18年8月1日(火)

受付終了日 平成18年9月5日(火)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所, 電話番号, Fax 若しくは電子メールアドレス)を明記し, 書面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また, 頂きましたご意見等につきましては, 連絡先を除きすべて公開される可能性があることをご了承下さい。

備考: 日本電気技術規格委員会は, 電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議, 承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会で, 上記案件は, 委員会の規約に基づいて公表するものです。